

2 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

ア 生徒が主体となった活動

<望ましい人間関係づくり>

- 異学年交流の推進
- 学級での話し合い活動の実施
- 小・中学校合同による“あいさつ運動”の実施
- 縦割り清掃活動の実施
- 生徒会企画によるボランティア活動の推進
- 生徒会による啓発活動（意見箱・ありがとうBOXの設置等）
- 生徒による文化祭や体育大会、送別遠足等の学校行事の企画・運営

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

- 一人一人の実態に応じた「分かる・できる」喜びを味わわせる。
- 学習訓練を徹底し、規範意識を高める。
- 自己決定の場を設定する。
- 意見交流の場を設定し互いの考えを認め合うことで、共感的人間関係の育成を図る。
- 教員相互の授業研究会の実施

(イ) 生徒指導の機能を生かした学級づくり

- 自己目標を時期に合わせて決めさせ、達成するために日々努力させることで、耐性や頑張ることの大切さを体感させる。
- 学級目標（ルール）を自分たちで決めさせ、皆で協力して行事等に取り組む環境をつくることで、学級・学校への帰属意識や自己有用感を高めていく。
- Q-U検査を実施し、その結果を活用して構成的グループエンカウンター等を行いながら、自己肯定感を育て、望ましい人間関係を育む。

(ウ) 生徒が相談しやすい環境づくりと定期的な教育相談週間

- 年2回、教育相談週間を設定し、全生徒を対象とした教育相談を実施する。（5月、11月）また、必要に応じて、保護者を対象とした教育相談も実施する。
- 保健室と連携して、情報を収集する。

(エ) 道徳教育や情報モラル教育による人権感覚の高揚

- 道徳の時間を中心に各教科や学級活動の時間において、いじめの問題を生徒が自分自身のこととして捉え、向き合える実践を実施する。
- 必要に応じて外部講師招へいによる講演会等を計画、実施する。

(オ) 職員研修の充実（a～dの中で、その年に必要とされる研修を実施する。）

- a 人権教育
- b 構成的グループエンカウンター
- c ソーシャルスキルトレーニング
- d アサーショントレーニング

(カ) 保護者や地域との連携

- PTA総会等での方針説明
- 学校ホームページによる「いじめ防止対策基本方針」の公表
- 学校参観日の授業や懇談を活用した啓発活動
- 保護者を対象とした人権に関わる研修会の実施
- 学校だよりや学級通信等を活用した取組の報告
- 学校評価の活用

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

(ア) 生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※ 別紙2、3参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

(ア) 教育相談週間の設置(年間2回、5月、11月)

(イ) 身近な教職員によるいじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象にいじめアンケート調査を実施する。

(ア) 学校独自のアンケートの実施(毎月1回) ※ 別紙5参照

(イ) 県下一斉のアンケートの実施(必要に応じて)

エ いじめ防止対策委員会において、教育相談やアンケート結果のほか、各々の教職員が把握しているいじめにつながる情報や、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、全教職員間での共有を図る。

(ア) 職員朝礼、職員会議等での情報の共有

(イ) 進級時の情報の確実な引き継ぎ

(3) いじめが発生した時の対応

※別紙4参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

(ア) 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、いじめの行為をすぐに止めさせる。

(イ) いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置を取る。

(ウ) いじめの事実について、生徒指導主事及び管理職に速やかに報告する。

※ いつ、どこで、誰が、何を、どのように等

イ 情報の共有

いじめ防止対策委員会において、いじめを認知した場合、早急に全教職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

(ア) 速やかにいじめ防止対策委員会を開き、調査の方針について決定する。

(イ) 重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告する。

(ウ) 生徒及び教職員の聞き取りにあたっては、生徒が話をしやすい職員を選任する。

(エ) 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。

※ アンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる生徒やその保護者に説明する。

エ 解決に向けた指導及び支援

(ア) 事実関係が把握された時点で、いじめ防止対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。

(イ) 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時適切な情報の共有を図る。

(ウ) 専門的な支援等が必要な場合には、町教育委員会及び警察等の関係機関と協議する。

(エ) 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、いじめ防止対策委員会で決定する。